

監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書700実務指針第1号</p> <p style="text-align: center;"><b>監査報告書の文例</b></p> <p style="text-align: right;">2011年7月8日                      改正 2012年4月10日                      改正 2012年7月4日                      改正 2014年8月20日                      改正 2016年2月26日                      改正 2019年6月27日                      改正 2020年3月17日                      改正 2021年4月7日                      改正 2021年8月19日                      改正 2022年10月13日                      改正 2023年1月12日                      改正 2023年7月28日                      改正 2024年2月8日  <b>最終改正 2024年●月●日</b></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第10号)</p> <p><b>《I 本実務指針の適用範囲》</b>  <b>《1. 適用範囲》</b></p> <p>4. なお、本実務指針は金融商品取引法の内部統制監査報告書及び<b>期中</b>レビュー報告書の文例については、対象としていない。したがって、これらについては、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」及び<b>期中</b>レビュー基準報告書第1号「<b>独立監査人が実施する中間財務諸表に対する</b>レビュー」をそれぞれ参照する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書700実務指針第1号</p> <p style="text-align: center;"><b>監査報告書の文例</b></p> <p style="text-align: right;">2011年7月8日                      改正 2012年4月10日                      改正 2012年7月4日                      改正 2014年8月20日                      改正 2016年2月26日                      改正 2019年6月27日                      改正 2020年3月17日                      改正 2021年4月7日                      改正 2021年8月19日                      改正 2022年10月13日                      改正 2023年1月12日                      改正 2023年7月28日  <b>最終</b>改正 2024年2月8日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (実務指針：第10号)</p> <p><b>《I 本実務指針の適用範囲》</b>  <b>《1. 適用範囲》</b></p> <p>4. なお、本実務指針は金融商品取引法の内部統制監査報告書及び<b>四半期</b>レビュー報告書の文例については、対象としていない。したがって、これらについては、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」及び<b>四半期</b>レビュー基準報告書第1号「<b>四半期</b>レビュー」をそれぞれ参照する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

改正案	現 行
<p><b>《VI 適用時期》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>本実務指針の公表日（2011年7月8日）をもって、監査・保証実務委員会実務指針第75号「監査報告書作成に関する実務指針」は廃止する。ただし、2011年4月1日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査については、同指針を適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2012年4月10日）は、2012年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2012年7月4日）は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2014年8月20日）は、2014年8月20日以後提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に係る監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2016年2月26日）は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る監査及び2016年4月1日以後開始する中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2019年6月27日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。</li> </ul> <p>なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2020年3月17日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2020年9月30日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> </ul> <p>文例14の臨時計算書類に対する監査報告書については、2020年3月31日以後終了する臨時会計年度に係る監査報告書から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2021年</li> </ul>	<p><b>《VI 適用時期》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>本実務指針の公表日（2011年7月8日）をもって、監査・保証実務委員会実務指針第75号「監査報告書作成に関する実務指針」は廃止する。ただし、2011年4月1日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査については、同指針を適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2012年4月10日）は、2012年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2012年7月4日）は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2014年8月20日）は、2014年8月20日以後提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に係る監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2016年2月26日）は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る監査及び2016年4月1日以後開始する中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。</li> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2019年6月27日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。</li> </ul> <p>なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2020年3月17日）は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2020年9月30日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。</li> </ul> <p>文例14の臨時計算書類に対する監査報告書については、2020年3月31日以後終了する臨時会計年度に係る監査報告書から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（2021年</li> </ul>

改正案	現 行
<p>4月7日)は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。</p> <p>また、中間監査に関連する項目については2021年1月14日から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年8月19日)は、2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用する。文例14の連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合)に対する監査報告書については、2021年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査報告書から適用する。</li> <li>本実務指針(2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li>本実務指針(2023年7月28日)は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li>本実務指針(2024年2月8日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</li> <li><u>本実務指針(2024年●月●日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>4月7日)は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。</p> <p>また、中間監査に関連する項目については2021年1月14日から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年8月19日)は、2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用する。文例14の連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合)に対する監査報告書については、2021年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査報告書から適用する。</li> <li>本実務指針(2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li>本実務指針(2023年7月28日)は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li>本実務指針(2024年2月8日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</li> </ul> </li> <li>本実務指針(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務指針(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</li> </ul> </li> <li>本実務指針(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則(2022年7月25日変更)</li> </ul> </li> </ul>

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> <li>・ 本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> <li>・ <u>本実務指針（2024年●月●日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u></li> <li>－ <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024年3月27日公表）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul>

以 上